令和6年10月4日(金) 生活再建支援課 担当者 堀野、誉田 内線6337 外線076-225-1962

【令和6年能登半島地震】

石川県住宅再建支援事業(二重ローン対策)の申請受付開始について

1 制度趣旨

令和6年(2024年)能登半島地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、利子相当額を助成する。

2 制度内容

①対象者

次の1~4のすべてに該当する方

- 1. 県内の自ら居住していた住宅が能登半島地震により被災し、発災以前からその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有している方
- 2. 県内に自ら居住する住宅の再建のために300万円以上の新たな住宅ローンを契約した方
- 3. 新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点で1の被災住宅に係る既存の住宅ローンが500万円以上ある方
- 4. 新たな住宅ローンを契約した日の属する前年の課税所得金額が805万円以下の方

②補助金額

最大50万円

※融資残高、利率と残返済期間に基づき元利均等返済の利子計 算方法で算出

3 申請受付開始時期及び申請先

申請開始:令和6年10月4日(金)

申 請 先:石川県能登半島地震復旧・復興推進部生活再建支援課

申請方法:郵送又は持参

※申請には借入先金融機関からの既存住宅ローン残高証明が必要です。 詳しい手続き内容は県ホームページからご確認ください

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukkyuufukkou/seikatusaikensien/nijuuro-n.html